

石狩市財政構造改革方針

平成14年8月

石 狩 市

1 財政構造改革にあたって

本市は、これまで新港地域を中心とする企業誘致や新たな宅地開発による人口増加等で市税収入が順調に増加し、道内有数の安定した財政基盤を保持してきました。これらを背景に平成8年には市制を施行し、それまで未充足であった公共施設などの社会資本整備を積極的に行ってきましたが、これに係る市債の償還額がピークに達してきている一方で、予想を超えた長引く経済不況により、国庫支出金や地方交付税の削減、さらには収入の太宗を占める市税収入までもが減少に転ずるなど、今日かつてない財政危機に直面しています。今後においても、過去のような高度経済成長が望めない中、着実に進展する少子・高齢化などにより行政需要は拡大し、現在の財政構造のままでは市財政が破綻することが予測されます。

21世紀は、地方分権の推進によって国と地方公共団体が対等・協力の新しい関係に立つことになり、地方公共団体は自らの判断によって、地域の実情に則した独自行政を展開することが可能となりますが、同時に財政運営など自治体経営についての自己責任が問われることとなります。このような地方の時代を迎え、財政の健全化は、市民に対する行政の根本的な責務であることから、直ちに数値目標を設定して聖域なき財政構造改革に取り組むものであり、この達成によって、新時代の様々な行政ニーズに応えることができ、石狩市のさらなる発展が期待できるものであります。

2 市財政の現状

1. 決算収支と経常収支比率

表1は、近年の本市の決算収支等の状況です。決算収支は黒字となっていますが、これは、財政運営のための基金（財政調整基金と減債基金）を取り崩し補てんしているためで、これを除くと収支は赤字傾向にあります。また、補てんしてきた基金の残高は年々減少しており、現状のまま推移すると補てん財源が枯渇するため、財政破綻が生じます。

表1 決算収支等の状況

(単位：億円)

	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
決 算 収 支	2.3	2.9	2.9	1.8	1.6	0.0
財政運営基金を除く収支	0.4	1.4	1.0	3.0	2.5	7.6
財政運営基金残高	20.1	15.8	13.8	9.0	4.9	1.5
経常収支比率	82.6%	84.7%	84.9%	90.8%	91%程度	92%程度

「決算収支」は、地方財政状況調査[決算統計]における実質収支額。

(H12までは実績額、H13は見込額、H14は当初予算額による。)

「財政運営基金」とは、財政調整基金と減債基金を合算したものを便宜上呼称した。

「財政運営基金を除く収支」= 決算収支 - (財政運営基金取崩額 - 財政運営基金積立額)

なお、H14の「財政運営基金を除く収支」には、宅地開発関連公共施設等整備基金及び庁舎建設基金の廃止による財源充当分も合わせて控除した。

経常収支比率は、減税補てん債を経常一般財源に含めた場合の比率。H13以降の臨時財政対策債も同様。

一方、財政構造を測る指標である「経常収支比率」は、年々上昇しております。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの毎年継続して支出される経費（経常的経費）の経常的な収入（市税や交付税など経常一般財源）に対する割合であり、この率が低ければ財政構造の弾力性が増して健全な財政運営が行えますが、高まってくると、収入の使途が限定されるため、財政が硬直化して財政運営が困難になります。平成12年度の石狩市の経常収支比率は90.8%ですが、全国670市の平均は83.5%、全道34市の平均は87.2%であり、本市は何れよりも上回っています。

【経常収支比率の算式】

経常収支比率 = (経常的経費に使われた一般財源 / 経常一般財源総額) × 100

経常的経費・・・地方公共団体が毎年度連続して経常的に支出する人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費などの経費

経常一般財源・・・毎年度連続して経常的に収入され、自由に使用できる市税、地方交付税、地方譲与税などの財源

2. 経常収支比率の経費別状況

表2は、各経費ごとの経常収支比率の状況です。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、経常収支比率の2分の1以上を占めています。

表2 性質別経費ごとの経常収支比率(平成12年度)

(単位:百万円)

	経常収 支比率	歳出額	経常経費充 当一般財源
人件費	25.9%	3,737	3,261
扶助費	4.3%	1,391	543
公債費	21.9%	2,981	2,766
小計(義務的経費計)	52.1%	8,109	6,570
物件費	11.5%	2,591	1,446
維持補修費	5.9%	793	744
補助費等	14.7%	3,001	1,854
うち一部事務組合負担金	11.9%	1,953	1,503
繰出金	6.7%	1,813	839
合計	90.8%	16,307	11,453

性質別経費 = 地方公共団体の支出を経費の性質に基づいて分類するもので、予算及び決算における節の区分を基準としている。経常収支比率に直接係わる経費は以下のとおり。

人件費・・・職員の給与費のほか、議員や審議会委員の報酬等。

扶助費・・・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び市が単独で行っている各種扶助の支出額。

公債費・・・市債(長期資金)の元利返済額のほか、一時借入金に係る利子。

物件費・・・旅費、消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的な経費。

維持補修費・・・市が管理する施設の修繕料や除排雪経費など、施設の機能を正常に保つための経費

補助費等・・・各種団体への補助金のほか、一部事務組合への負担金等。

繰出金・・・一般会計から特別会計へ支出される経費等。

3 改革期間と目標

1. 期間 平成14～16年度

2. 目標

平成16年度 経常収支比率 88%未満【全道平均】

(平成18年度 経常収支比率 84%未満【全国平均】)

経常収支比率は、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源に含める。

4 財政構造改革項目

1. 公債費

公債費は、借り入れた市債の償還金であることから、この抑制を図るためには、新たな市債発行を大幅に縮小する必要があります。

平成12年に策定した後期財政計画(H12～16)では、市債発行を100億円、年平均20億円程度としましたが、13年度から地方交付税の振り替えによる「臨時財政対策債」が創設されるなど、地方債制度が改正されていることもあり、今後、市債発行をさらに圧縮した新たな基準を設けます。

また、既に借り入れた市債の低利への借換えを積極的に行うとともに、繰上げ償還についても取り組みます。

2．人件費

人件費の抑制にあたっては、事務事業の民間委託の推進や事務効率化などにより人員の削減を行うとともに、給与制度全般の見直しに取り組みます。

3．一部事務組合負担金（補助費等）

一部事務組合は、ゴミ処理、消防、港湾などの事務を他の地方公共団体と共同で取り進めるため設置された特別な地方公共団体で、各構成団体の負担金により運営しています。本市の平成12年度決算では、補助費等の約7割がこの負担金です。負担金の縮減に向け、他の構成団体と一部事務組合の複合化などの検討を含めて取り進めます。

4．特別会計繰出金等（繰出金）

特別会計及び企業会計は、一般会計と別に独立経理を行うために設けられたものです。その原則に立脚して繰出金等については、総務省が定めた繰出基準を基本として一般会計との負担のあり方を再検討するとともに、収支不均衡など改善が必要な特別会計等は、健全化に向けた運営方針を定め、事務事業の効率化や支出額の抑制、また会計独自財源の収納確保や適正化などに取り組みます。

5．個別事業の見直し

個別事業の見直しについては、現在取り組んでいる事業評価システムの結果も活用して取り進めます。なお、補助金・扶助費については、次のように取り組みます。

補助金事業（補助費等）

補助金事業については、各補助金の根拠となる交付基準が補助金ごとに異なることから、補助対象経費や補助率、補助目的等について、新たな基準を確立します。

また、終期設定を含めた要綱化を図り、一定時期に必ず見直しがなされるような

システムを確立します。

扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、自立支援のために給付する費用ですが、少子・高齢化、障害者の社会参加の進展などに伴い福祉の変化が求められていることから、市が単独で実施している扶助費については、自立促進の効果のほか、社会的公平性、利用者の負担割合などを勘案して見直しに取り組みます。

6．その他経常経費の節減（物件費等）

その他経常経費の節減については、経費の節減・合理化についてサマーレビュー（予算の事前点検作業。翌年度予算に反映させるため夏期に前倒しで行う。）を実施します。また、旅費制度の見直しも取り組みます。

7．財源の確保

財政の健全化において、支出額の節減と共に重要なものは収入（財源）の確保です。

既定収入（財源）の収納向上対策

既存収入（財源）については、的確な捕捉と収納率の向上が最も求められることであり、市税のほか使用料などの税外収入も含めた収納率を向上させるため、庁内横断組織である収納対策本部を中心に全庁を挙げて取り組みます。

公共施設使用料等の見直し

公共施設の使用料については、各施設の全般的・統一的な見直し案を市の審議会に諮問していますが、今後の答申も踏まえ、早期に利用者負担の適正化を図るよう取り組みます。

新たな収入（財源）の確保

広告料など新たな収入方策を検討するほか、市有財産の活用・売却などに取り組みます。また市外からの通勤者の市内居住を促すなど、市税の増収に努めます。